

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

近年、琵琶湖上において、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、酒気を帯びた状態での船舶の操船を禁止するとともに、正常な操船ができないおそれがある状態での船舶の操船に対する罰則の引上げ等を行うため、滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならないこととします。（第8条の2関係）
- (2) 何人も、(1)の場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならないこととします。（第8条の2関係）
- (3) 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が(1)に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、(4)による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができることとします。（第8条の3関係）
- (4) 警察官は、(3)の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が(1)に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができることとします。（第8条の3関係）
- (5) 遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者が酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないとの措置を執らなければならないこととします。（第16条関係）
- (6) 遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導するとの措置を執るよう努めなければならないこととします。（第16条の2関係）

(7) 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとします。(第25条関係)

ア (1)に違反して船舶を操船した者で、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。)にあったもの

イ (2)に違反して船舶を操船した者

(8) (1)に違反して船舶(動力船に限る。)を操船した者で、身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処することとします。(第25条関係)

(9) (3)による警察官の検査を拒み、または妨げた者は、20万円以下の罰金に処することとします。(第25条関係)

(10) その他

ア この条例は、令和6年7月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「酒酔い操船等」を「酒気帯び操船等」に改め、同条中「船舶の操船者は、酒に酔った状態その他の」を「何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により、」に、「操船」を「船舶を操船」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならない。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（安全確保等の措置）

第8条の3 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

2 警察官は、前項の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができる。

第16条第2項第1号および第16条の2第2号中「酒に酔った状態その他の」を「酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により」に改める。

第25条第1項および第2項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の2第1項の規定に違反して船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）

にあつたもの

(2) 第8条の2第2項の規定に違反して船舶を操船した者

(3) 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者

2 第8条の2第1項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第25条第3項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第4項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第8条の3第1項の規定による警察官の検査を拒み、または妨げた者

第25条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第11条第1項または第12条第1項の規定による届出（第11条第1項第1号に掲げる行為に係る届出を除く。）をせず、または虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第26条中「第4項第3号」を「第5項」に改める。

付 則

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略 (<u>酒酔い操船等の禁止</u>)</p> <p>第8条の2 (新設) 船舶の操船者は、<u>酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第15条 省略 第16条 省略</p> <p>2 琵琶湖等またはその付近地を利用して遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、前条の措置のほか、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 操船しようとする者が<u>酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないこと。</u></p> <p>(2) 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (<u>酒気帯び操船等の禁止</u>)</p> <p>第8条の2 <u>何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならない。</u></p> <p>2 <u>何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならない。</u> (<u>安全確保等の措置</u>)</p> <p>第8条の3 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、<u>次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。</u></p> <p>2 警察官は、前項の検査を行つた場合において、<u>当該船舶の操船者が前条第1項の規定に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができる。</u></p> <p>第9条～第15条 省略 第16条 省略</p> <p>2 琵琶湖等またはその付近地を利用して遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、前条の措置のほか、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 操船しようとする者が<u>酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないこと。</u></p> <p>(2) 省略</p>

第16条の2 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執るよう努めなければならない。

(1) 省略

(2) 操船しようとする者に対し、酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導すること。

(3)・(4) 省略

第17条～第24条 省略

(罰則)

第25条 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

2 第8条の2の規定に違反した者は、2月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の2の規定に違反した者

(2) 第13条第1項もしくは第2項、第18条または第19条第2項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

(3) 第17条第1項の規定による公安委員会の指示に従わなかつた者

第16条の2 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、次に掲げる措置を執るよう努めなければならない。

(1) 省略

(2) 操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導すること。

(3)・(4) 省略

第17条～第24条 省略

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の2第1項の規定に違反して船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの

(2) 第8条の2第2項の規定に違反して船舶を操船した者

(3) 第10条前段の規定に違反して、航行による事故が発生したとき必要な措置を執らなかつた船舶の操船者

2 第8条の2第1項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の2の規定に違反したとき。

(2) 第13条第1項もしくは第2項、第18条または第19条第2項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたとき。

(3) 第17条第1項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

- (4) 第 17 条第 2 項の規定による警察官の指示に従わなかつた者
- (5) 第 17 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
- (6) 第 17 条の 2 第 5 項の規定に違反した者
- (7) 第 20 条の規定による公安委員会の指定または制限に違反して船舶を操船した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
(新設)

(1)・(2) 省略

(3) 第 11 条第 1 項または第 12 条第 1 項の規定による届出 (第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る届出を除く。) をせず、または虚偽の届出をした者

(4) 省略

(新設)

5 省略

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条第 3 項 (第 4 号を除く。) または 第 4 項第 3 号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

付則 省略

(4) 第 17 条第 2 項の規定による警察官の指示に従わなかつたとき。

(5) 第 17 条の 2 第 2 項の規定に違反したとき。

(6) 第 17 条の 2 第 5 項の規定に違反したとき。

(7) 第 20 条の規定による公安委員会の指定または制限に違反して船舶を操船したとき。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 8 条の 3 第 1 項の規定による警察官の検査を拒み、または妨げた者

(2)・(3) 省略

(削除)

(4) 省略

5 第 11 条第 1 項または第 12 条第 1 項の規定による届出 (第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る届出を除く。) をせず、または虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

6 省略

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条第 3 項 (第 4 号を除く。) または 第 5 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

付則 省略

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案概要

～ 酒気帯び操船等の禁止・罰則の引き上げ ～

(令和6年7月1日施行予定)

条例の目的

琵琶湖（内湖および入江を含む。）および瀬田川洗堰から上流の瀬田川（以下「琵琶湖等」という。）における水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的としています。

条例改正の必要性

近年、琵琶湖上において、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、酒気を帯びた状態での船舶の操船を禁止するとともに、正常な操船ができないおそれがある状態での船舶の操船に対する罰則の引き上げ等を行うことにより、琵琶湖等における酒気帯びその他の危険な操船を排除する実効性を高め、水上の安全確保と船舶事故防止を図ろうとするものです。

主な改正点



【現行】 酒酔い操船等の禁止（条例第8条の2）

【条文】

船舶の操船者は酒に酔った状態その他正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。

【罰則】

2月以下の懲役または30万円以下の罰金

改正後

禁止行為等

罰則

新規

- 1 酒気を帯びた状態での操船の禁止（第8条の2第1項）



○酒酔い操船（全船舶対象）

※アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態（3月以下の懲役または50万円以下の罰金）

○酒気帯び操船（動力船に限る。）

※規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態（3月以下の懲役または30万円以下の罰金）

改正

- 2 薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態での操船の禁止（第8条の2第2項）



- 薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態での操船（全船舶対象）（3月以下の懲役または50万円以下の罰金）

新規

- 3 安全確保等の措置（第8条の3）
・呼気検査
・操船者への指示等応急の措置



- 呼気検査を拒否または妨げた場合（20万円以下の罰金）

改正

- 4 遊興船舶等設置者（貸し船事業者等）が執るべき措置（第16条第2項第1号）
酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態にある者に対する遊興船舶等の貸出しの禁止

改正

- 5 遊興船舶等保管業者（マリーナ）が執るよう努めるべき措置（第16条の2第2号）
酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態にある者に対する操船の禁止に係る指導